

社会福祉法人中東福祉会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍でき、育児等さまざまなライフステージにおける両立支援のための職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 課題

課題1：職員構成における女性の比率は男性を上回り、かつ男女の平均勤続年数には大きな差はみられない。しかし、管理職における女性の比率が職員構成比からみると低くなっている（33.3%）。

課題2：女性職員は育児休業取得率100%であるが、育児休業を取得する男性職員が少ない。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：管理職（次長以上）に占める女性職員の比率を40%以上にする。

取組内容：令和8年4月～管理職へのキャリアアップを支援する研修等を実施する。

目標2：女性職員の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性職員の育児休業取得率を20%以上にする。

取組内容：令和8年4月～育児休業前及び育児休業中の職員に対するサポート等の充実を図り、育児休業復帰後も柔軟な働き方を実現するための措置を講ずることにより、仕事と育児の両立を支援する。

男性職員が育児休業等を活用促進するため、制度の周知、育児休業取得の事例紹介や、育児に関する意識向上に向けて支援する。